

# 法律婚できないことによる主な権利侵害・不利益の一覧

## 1 婚姻の自由（憲法24条1項）の侵害

戸籍に婚姻を登録できない。婚姻関係にあることを公証できない。

## 2 民法上の権利・利益が受けられない

ア 子は嫡出推定(民法772条)を受けられない。

イ 子について、父母(夫婦)は共同親権者になれない。

夫婦の一方は、子の財産管理権及び法定代理権を持ってない。

さらに、

子名義のパスポートの作成申請を行えない。

子名義の銀行口座を開設できない。

幼少の子と同一のパスポートを作成できない。

子の医療行為の同意権がない。

単独親権者である親が死亡した場合、他方の親に当然に親権が移行せず、家庭裁判所での親権者変更の手続きが必要である。親権者不在の空白期間が生まれる。

ウ 相続に関して、事実婚配偶者は、

法定相続人になれない(民法900条)

寄与分(民法904条の2)も遺留分(民法1042条)も認められない。

遺言があっても家庭裁判所での遺言書の検認立会権がない(民法1004条3項)

エ 養親となり特別養子縁組をすることができない(民法817条の3)

相手方配偶者についての成年後見・補佐・補助開始審判の申立権及び同開始審判の取消しの申立権を有しない(民法7条1項、11条、15条1項、10条、14条1項、18条1項)

オ 相続人以外の一定の親族が介護尾など被相続人に貢献した場合、遺産の相続人に対して金銭を請求できるが、子の事実婚の配偶者は含まれない。(民法1050条1項)

## 3 税法上の権利・利益

事実婚の配偶者は

ア 所得税・住民税・相続税の配偶者控除を受けることができない。

所得税・住民税の医療費控除は、世帯合算ができない。

法律婚配偶者は遺産の2分の1までならば額を問わず非課税だが、事実婚配偶者にはその特典はない。

イ 遺贈で相続すると、法律婚配偶者の相続よりも相続税率が高い。

ウ 婚姻期間20年以上の法律婚夫婦の間における居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与について、2,000万円までの控除（配偶者控除）が認められない。

## 4 その他の法的な不利益利益

事実婚配偶者につき

ア 不妊治療を、現在でも実施しない医療機関がある。

不妊治療に関する助成金は認められない。

- イ 死亡保険金の受取人になりにくい。
- ウ 居住不動産につき住宅ローンを連帯債務者として組むことを金融機関が認めない。
- エ クレジットカード等の家族カードの作成ができない。
- オ 婚姻住居につき賃貸借契約を締結する際、同居家族として認めてもらえない場合がある。仮に入居可能でも事実婚配偶者の双方に保証人をつけることを求められることがある。
- カ 成年後見人になりにくい。
- キ 年齢に関わらず、病気の治療、事故等による外傷に対する治療方針の選択、手術の同意、終末期における医療の選択(延命治療を「希望しない」ことも含む)、療養場所(自宅・病院・施設等)の決定等につき、家族としての同意を行えるか否かが不安定である。